

【C-17】児童家庭支援センターでの支援 講師：高比良亮

○児童家庭支援センターの設置目的

児童福祉法 第44条の2

地域の子ども、子育てに関する相談に応じる第2種社会福祉事業

[職員の配置]

- 運営管理責任者（1名）、相談・支援を担当する職員（2名）、心理療法等を担当する職員（1名）

※その他、兼任職員や非常勤職員を置くことも可能

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有する。

夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、児童自立生活援助事業(以下「自立援助ホーム」という。)を行う者、小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム」という。)を行う者、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

○専門的な知識および技術を必要とする相談

「精神疾患や障害のある養育者の支援」

「子どもの発達障害、幼児期、思春期の課題への対応方法」

「家族支援(障害受容を含む)の方法」

「支援拒否家族」

「介入拒否家族」

「孤立家庭への支援」

「DV家庭と児童虐待への対応」

「ひとり親家庭の自立のための精神的支援」

「様々な支援機関の支援が届いているが動かない人(行動できない人)の支援」

○運営要綱に定められた事業

- 市町村の求めに応じる事業
- 都道府県・児童相談所からの指導委託
- 里親等への支援
- 関係機関等との連携・連絡調整

○児童家庭支援センターの可能性

[児童家庭センターの長所]

- 心理に関する専門的スキルがあること
- 継続性や機動性あるいは柔軟性といった利点に基づいたソーシャルワークができる
- 入所型施設と連携しているので24時間365日対応できること
- 民間だから児童相談所等行政と不調になったケースを仲介できたり、強権的でないアプローチができる
- その地域ニーズに応じた多様なサービスの開発
- 新たな支援ネットワークの構築(種別を超えた関係機関連携)

[児童家庭支援センターに期待される分野]

- 虐待家庭への対応
- 措置解除後の支援
- 相談意欲の少ない家庭への対応